

ESG/サステナ用語

その5



【SFDR】

SFDRとは、Sustainable Finance Disclosure

Regulationの略称で、[欧州連合\(EU\)](#)で金融セクターを対象に2021年3月から適用が開始された開示規則のことをいいます。グリーンウォッシュ*の防止と情報開示により、投資家がサステナビリティ(持続可能性)の観点から金融商品を比較しやすくなることが主な狙いです。

SFDRでは、金融商品はESG投資の度合いに応じて3つに分類され、ESGを組み入れている金融商品は、第8条と第9条に大別されます。第8条には財務情報に加えて、ESGの要素も考慮して投資判断を行うなどの環境・社会的な特性を促進する金融商品が、第9条にはインパクト投資、環境・社会テーマ型投資などのサステナブル投資を目的とする金融商品が該当します。

欧州では運用会社がSFDRの基準にそって、ファンドがどのように環境・社会などのサステナビリティに配慮しているのかを公表することが求められています。第8条もしくは第9条に該当すると分類された場合、その特性に合わせた追加的な契約前開示と継続開示が求められ、第9条に該当する場合はより厳しい要件が課されることになります。

近年ESG投資が拡大し、各国でグリーンウォッシュの増加が懸念されています。SFDRはEUから発信されました。この動きがグローバルに波及する可能性も考えられます。これにより、金融商品の透明性が高まり、投資家が金融商品を比較しやすくなることが期待されます。

*環境配慮をしているように見せかけている金融商品

PICK UP

インパクト投資

SFDRで第9条に分類される「インパクト投資」は、近年注目を集めている投資手法です。投資リターンに加え、ポジティブで測定可能な社会的および環境的インパクト(変化や効果)を同時に生み出すことを意図する投資のことをいいます。投資リターンの獲得を前提にしつつも、社会・環境課題の解決の意図が必須となっています。ESG投資の中でも、社会・環境課題の解決に本格的に取り組む手段の1つとして期待されています。



SFDRの分類

条項	第6条	第8条	第9条
該当する金融商品	第8条、第9条に該当しないESG特性を促進しない金融商品	環境・社会的な特性を促進する金融商品	サステナブル投資を目的とする金融商品

*上記はイメージであり、すべてを表したものではありません。

出所:各種情報をもとにアセットマネジメントOne作成

*上記は過去の情報および作成時点での見解であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

※巻末の投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項を必ずお読みください。

投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項

【投資信託に係るリスクと費用】

● 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、株式、債券および不動産投資信託証券(REIT)などの値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資しますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

● 投資信託に係る費用について

[ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。]

■ お客様が直接的に負担する費用

購入時手数料: 上限3.85%(税込)

換金時手数料: 換金の価額の水準等により変動する場合があるため、あらかじめ上限の料率等を示すことができません。

信託財産留保額: 上限0.5%

■ お客様が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬): 上限年率2.09%(税込)

※上記は基本的な料率の状況を示したものであり、成功報酬制を採用するファンドについては、成功報酬額の加算によってご負担いただく費用が上記の上限を超過する場合があります。成功報酬額は基準価額の水準等により変動するため、あらかじめ上限の額等を示すことができません。

その他費用・手数料: 上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書(交付目論見書)等でご確認ください。その他費用・手数料については定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用(上限額等を含む)を表示することはできません。

- ※ 手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することはできません。
- ※ 上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。
費用の料率につきましては、アセットマネジメントOne株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。
- ※ 投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国が異なることから、リスクの内容や性質、費用が異なります。投資信託をお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ、または同時に渡しますので、必ずお受け取りになり、内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が投資に関してご判断ください。
- ※ 税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

【ご注意事項】

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。
- 当資料は、情報提供を目的とするものであり、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 投資信託は、
 1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象ではありません。
 2. 購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
 3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

230403JS用語コラム#5



アセットマネジメントOne

商号等: アセットマネジメントOne株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
加入協会: 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会